

株式会社論に関する覚え書

馬場, 克三

<https://doi.org/10.15017/4362547>

出版情報：経済學研究. 28 (2), pp.1-23, 1962-06-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



株式会社論に関する覚え書

馬 場 克 三

は し が き

株式会社の経済的意義を理論づける試みは古くから多くの著者によってなされており、いまさら株式会社の経済理論を書くことは骨槽ですらあるだろう。しかしそれにもかかわらず、最近の資本主義経済の変化が問題とされる場合、そこにおける株式会社の位置ないしは役割の重要性は十分注目されてよい問題である。

しかしそうはいうものの、本稿は、資本主義経済の最近の変化の真意義を把握し、それに焦点づけて株式会社の理解を打ち出そうとする野心的な企図をもつものではない。本稿は、そのような企てはなお後日にゆずって、ただ株式会社の経済的意義についての理解の一応の整理を試みようとしたものにはすぎない。

第一節と二節は、株式会社がどのような経済機構であるかを、従来論じつくされたところに従って整理したものである。概ねヒルファディングの金融資本論によっている。第三節と四節はマルクスの資本論における株式会社論の意味を考えてみたものであり、そこでは若干の私見をのべておいたが、もとより試論の域を出るものではない。

—

さて、株式会社が成立したとすることができるといふためには、およそどのような客観的な指標が存在しなければならない

か。まずこのような設問から初め、これに答えることによって株式会社の経済機構の中心問題に接近してゆくことを試みてみようと思う。

大塚久雄氏は、株式会社が成立したといえるための指標として、合名会社および合資会社との対比において、次の四つの形態的特質がなければならぬとしている。(1)全社員の有限責任制、(2)会社機関の存在、(3)譲渡自由な等額株式制、(4)確定資本金制と企業の永続性、これである。大塚氏はさらに右の諸特質を株式合資会社と対比して吟味した上、結局、右の四カ条のうち、「全社員の有限責任制」こそ株式会社成立の決定的指標であると断じている。ただし大塚氏は、この「全社員の有限責任制」という指標は、もともと合名、合資会社にみられる無限責任的人的支配が会社機関を客観的条件とする物的支配にとって代わられたことを意味するものであるから、それは「会社機関の確立」と相關的に考えられねばならないことであるとしている。このことは一応、理解することができる。しかし有限責任制と相關的に考えねばならないのは何も「会社機関の確立」ということだけに限らない。同じような意味で「確定資本金制」もまた重要であるといえることができる筈である。けだし、個人企業や合名、合資会社では無限責任制がとられる一方、資本の持ち出しについては別段の制約がおかれなかったのに対し、株式会社では無限責任制をはずす代償として確定資本金制が確立されねばならなかったからである。

もちろんそうはいうものの、「会社機関の確立」を相關的条件とするにせよしないにせよ、「全社員有限責任制」は株式会社のもっとも大きな特質であることに間違いはない。けれども、有限責任制は一つの法律上の責任形態であって、われわれにとっては、それよりもむしろ、法律がこのような形式で承認したところの経済的な内容が一層重要であるとしなければならない。ゾンバルトによると、株式会社特有なことは会社機構でもなければ有限責任制でもないという。

また、それは会社財産が株式に分割されているということでもない。それはむしろ、資本関係の「物化」であり、資本家が企業家から分離され、営業が企業家の人格から解き放される場所にある、といっている。ゾンバルトのこの見解は、所有と経営の分離といわれる事態を指しているようにも解されるが、しかし彼のいわんとするところはむしろ、株式会社においてはじめて、企業が純粹に資本の結合体として現われるということ、換言すれば、資本結合における人的要因を揚棄して物化がとげられることを強調する点にあると考えてよいであろう。しかし、ゾンバルトのこの見解はまた、大塚氏のそれと異って、株式会社の経済的内容の一部分をあまりにも性急に一般化しているといってしまう。 「物化」はたしかに株式会社に特有の性質であるが、しかしそれは決して自生的に起ることではない。この物化となつて実現している経済的な過程が何であるかが、むしろここで問われねばならない。そしてこの問いに答えることは同時に、大塚氏の「全社員の有責任制」の経済的内容を明かにすることでもあるのである。

今更いまでもなく、株式会社の経済的特質は株式会社特有な資本結合の仕方に求めなければならない。それは個人企業はもちろんのこと、合名会社によつても合資会社によつても解決されなかつた社会的規模による資本の集中および蓄積を可能にしたという点に求められる。すなわち、資本結合の基礎とその内容が、いまや株式会社においてはじめて、これまでの一切の企業形態がそれに制約されていたところの諸々の個人的、個別的限界をのりこえて社会的なものに転換されるに至つたということである。だが、問題はこの転換を可能にしたものが何であるか、ということなのであるが、いまでもなく、この転換を可能にしたものは大塚氏があげている第三の指標である「譲渡自由な等額株券」という制度にほかならない。すなわち、有責任制ではなく、この株券制こそが株式会社の決定的指標とみるべきである。

讓渡自由な等額株券の存在ということは、株式会社への出資が株券という出資証書によって代表され、かつこれが何びとも自由に讓渡されうるということが制度化されているということである。讓渡自由とは出資者はいつでも欲するときに投資者たることを止めることができるということであるが、このことは反面において、およそ株式価格を支払う意思と能力をもつものはその何びとであるかを問わずいつでも讓受人となることができるといふことであるとともに、会社はこの出資者の交代を無条件に受け入れるということである。「全社員の有限責任制」ということも、一定額の支払がなされる限り、その支払そのものによって出資責任が完済されているとすることの当然の帰結にほかならない。資本結合の「物化」ということも、株式価格の支払以外のいかなる資格をも出資者に要求しないということにおいて、投資者の人格を無内容たらしめることから起ることである。しかも有限責任にしろ、物化にしろ、いずれも株式制度の生成過程において持分の讓渡もしくは讓受が一般化するにつれて不可避免的に導き出されてきた一つの經濟的結果にほかならないのである。

したがって、株式会社の成立指標なるものを強いて挙げるとすれば、それは有限責任制でも物化でもなく、まさに「讓渡自由な等額株券」の成立をあげねばならないのである。しかし讓渡自由な等額株券の成立という事実の本質は有限責任制でも物化でもないばかりか、究極的には、株券の讓渡自由という単なる過程でもないのである。それはいうならば、社会的規模における資本の集中と蓄積が所有の個人的制限をのりこえてなしとげられるということであるにほかならない。それは資本に転化されうる貨幣が個人によって私有されているという個人的な偶然性と、その所有が個別的に分散しているという私有の狭隘さとを打破して、いわば社会的資本の形成がなしとげられるということを意味するものでなくてはならない。しかし社会的資本の形成あるいはそのような資本を基礎とする社会企業の成立といつても、もち

ろんそれは私的所有制度の枠のなかにおいて生ずることであり、したがってその形成ということの意味は、株式会社資本に転化されうる貨幣資本の社会的なプールがつくりあげられることを通して社会的資本の形成が可能となるということにほかならない。しかもそれは単なる可能性のみを意味するものではない。それはもっとも現実的な過程として現われている。ただし、株券の譲渡自由ということは、一方では、出資者がAからB、BからCへと交代しても、そのことが一旦出資された株式会社資本そのものには何らの直接的な影響を与えないという事実を含んでいるとともに、他方では、株式会社の資本が、そのように自由に転々交代する出資者たちの総体的な資本によって具体的に支えられているということを意味することになるからである。しかしこのことは決して社会的資本がまず与えられていて、これが何らの媒介もなしに直接、個々の株式会社資本に機械的分かたれるということの意味するものではない。あるいは何らかの媒介を経るにしても、社会的資本の単純な一分割部分がそのまま株式会社の資本となるということでもないのである。むしろ機能資本によって担われた個別資本が一層大きな資本を集中しようとして株式制度を利用するその私的な競争が、いまや資本の私的所有と矛盾する社会的資本の形成へと導く結果となるということなのである。競争に打ち勝とうとする機能資本の活動なしには社会的資本の形成ということとはありえない。そしてこの結果を導くための要具となったものが譲渡自由な等額株券にはかならなかったたのである。

(1) 大塚久雄、株式会社発生史論、昭和十三年、一五—七頁。

(2) W. Sombart, Der Moderne Kapitalismus, Bd. II. S.150—151.

二

「譲渡自由な等額株券」の成立が株式会社の決定的指標であることは明らかであるとして、このことが何ゆえに、またどのようにして、資本の集中と集積の基礎を個人的・個別的な規模から社会的な規模へと拡大させることになるのであるか。このことは実は、すでに常識とさえなっていることであって、今更ら説明するまでもないことなのであるが、一応筋みちをまとめておくことにしよう。

譲渡自由な等額株券の成立が資本の集中と蓄積にとつてもつところの意義は、何よりもまず、資本の動化 (Mobilisierung) という点に求められる。そしてこの動化こそは、貨幣資本を産業資本に転化するに際して当面させられる一切の障碍を打開することを可能にするものである。この場合、固定資本の巨大化に伴う生産の集積がそもその問題の提起であり、同時にまたその解決を困難にしている障碍であることはいうまでもない。

さて、一定量の貨幣が産業資本に転化されるためには、当然のことながら、その貨幣の量が独立の産業資本として機能しうるだけの大きさをもっていなければならない。ところが資本家的私有制度のもとでは、いうまでもなく貨幣は個人の所有に属しており、しかもその所有が何びとの手に、どれだけの大いさとなつて現われかということとは外見上全く偶然ながらに属している。しかるに固定資本の巨大化に伴つて産業にとつての所要資本量が大きくなればなるほど、所要資本量がただ一人の所有資本家の手に合一されてある可能性はほとんど絶無となる。

ここで問題は二つに分かれる。一つは一人の所有資本家の手に合一されている貨幣資本の量の限界であり、もう一つ

は所有資本家の手許にある貨幣資本が産業資本として出動する意思と能力をもつかどうかという資本の質の限界である。この場合、質の限界を打破することによって量の限界を併わせて打開したものが実は株式会社制度そのものなのであるが、まず資本の量の問題についていえば、およそ一所有資本家が所要産業資本全額を一手に合一していることがほとんど絶無であるという事態は、何らかの方法で資本の結合をはかるということによってしか解決されえない。このことは説明するまでもないことである。われわれが別の機会に跡づけた企業形態の発展も実は、この資本結合の必要が生み出したものにはかならない。ところが企業形態の歴史が証明しているように、任意多数の所有資本を結合するに当っては、企業としての産業資本が要求する支配の単一性と個々の所有資本がそれぞれに主張するであろう複数の支配権とが矛盾に陥り、事実上、企業の成立を不可能ならしめるという危険が生ずる。ただ、合名会社や合資会社の無限責任社員のように、相互の信頼による人的結合が予め存在する場合にのみ所有資本の結合が破綻なく継続されるにすぎないのである。

しかるに、極めて多数の所有者から大資本をよび集める場合には、多数の資本の間の支配、従属ないしは協力の関係はもはや合名会社の結合の支柱によってこれを安定させることができるものではない。しかしそれにもかかわらず、所有と支配の矛盾なしに、大資本が集中されねばならないとすれば、それはただ信用の利用以外にはこれを求めることはできないということになってくる。すなわち、自ら産業資本の危険を負担することを肯んじない貸付資本や、それ自体としては産業資本に転化しえない少額の分散した貨幣が改めて銀行の手を通じて合一化され、産業資本に用立てられるということによってはじめて一応の打開が達せられるということになる。というのはこの場合、銀行の手に集められた貨幣資本は、その処分権（所有権）を進んで利用者たる産業資本家に委譲することによって、自らは債権者とし

て従属資本の地位に退き、かくて結合資本の間の対立矛盾が全く回避されることとなるからである。しかし説明するまでもなく、銀行が信用によって供給するこのような資本は期限付の返済が要求される他人資本である。それは巨大な、そしてその回収に長年月を要する固定資本投資を含む産業資本の必要を十分に満すことができるものではない。

そうなってくると、どうしても期限付返済の必要のない自己資本の結合をはからねばならないということになる。しかし前述のように、自己資本たる所有資本の結合には支配権の闘争がからんでくる上に、そもそも所有がその貨幣資本を産業資本として出資することを肯んずるかどうかという、いわゆる資本の質の問題がここに結びついてくるのである。

もともと、貨幣の所有者にとっては、その貨幣を貸付資本として提供するか、それとも産業資本として出資するかは重大な相違を意味する。貸付資本とする場合には、彼は原則として約定の期日にその貨幣を手許にとりもどすことができるが、これを産業資本として出資する場合には、貨幣は彼の手許から決定的に手放され、事業の解散、事業からの脱退による清算の場合のほかはこれを貨幣形態で回収することができない。しかも清算というような例は常則的の脱でない上に、可成りの困難としばしば多くの損失を伴ってでなければ実現されることではない。産業資本として出資することはこのような危険をおかすことであり、したがって貨幣の所有者が貸付に比べて出資には極めて慎重となるのは当然のことである。もちろん、出資に対しては貸付に対する利子よりは高い企業家利得が与えられるのではあるが、それだけでは必らずしも充分な誘引となるとはかぎらず、産業資本の投下にとつてはその第一歩からすでに一つの障壁が立ち上がるようになるのである。このような障壁を決定的に打破する道は産業資本に貨幣資本の機能を付与する方法によるよりほかはない。すなわち、出資と引きかえに出資を代表する証券をわたし、この証券を譲渡自由なものとする事によって産業資本の出資者をいつでも貨幣資本家に立ちもどらせる道をひらくよりほかはないわけである。

だが、このように産業資本に貨幣資本の機能を付与するということは、すでに繰返し述べた「譲渡自由な等額株券」の制度によって実現されるのであり、「資本の動化」こそは、巨大な資本を集中するために多数の所有資本を結合せしめながら、一方では、これらの資本の間の支配と従属を安定に導き、他方では、これらの産業資本出資（自己資本）に貨幣資本（他人資本）の機能を付与するという、それ自体お互いに矛盾する諸要因を見事に融合して解決し、これによって、その所有量の大小を問わず、およそ社会のいかなる場所においてであれ存在する貨幣を、その零細なものに至るまで、吸収し集中することを成就せしめたところのものである。

さて、「資本の動化」の概念はヒルファディングによって定立されたものであるが、この言葉は一般には「資本の動員」という訳語をもって現わされている。しかし動員というのは分散して存在するものを一定の場所に集中する意味であるのに対して、いまここで重要なことは、決定的に手離されて産業資本となった出資を有価証券の形で代表させ、これを売却可能なものとすることによって、出資者の手許に再び自由にこれを貨幣形態でとりもどす道を開いたこと、産業資本の証券化による可動性、換貨性の付与ということである。それは分散しているものを手許に引きよせるのではなくして、むしろ手許に拘束されるべきものの解放を意味している。したがってヒルファディングの *Mobilisierung* は言葉通り、ここでは「動化」と訳すべきものである。⁽²⁾

しかし用語はともかくとして、株式会社の出資者は、出資と引換えに渡された株券を証券市場で自由に処分することによって、昨日出資した資本を今日にも、損失なしにもしくは利益をえてさえ、再び貨幣形態で回収することができる（動化）、かくしてはじめて出資者は貸付の場合とほとんど同じような安易さをもって産業資本の提供者となることができ、株式会社はまた、この基礎の上に立ってはじめて広く社会の隅すみから資本をよび集めることができることにな

るのである（動員）。このように、「動員」は「動化」の結果として生起するのであって、もしも「動員」の面のみが強調されて「動化」の意義が忘れられるとすると、株式会社理解の重要なポイントが見失われることとなる危険がある。

「動化」とは産業資本、したがって機能資本であり自己資本である資本が資本集中を達成する手段として自らに貨幣資本の機能を付与することであって、株式会社はこの地点において成立するのである。ただ貨幣資本機能の付与が機能資本の無機能化、自己資本の他人資本化を導き、これが当初から存在した結合資本内部での機能分化と支配従属とに結びついてくるのであって、決してその逆ではないのである。もちろん、これらの過程は株式会社の財務を利子うみ資本の旋回の上にひき据え、株式会社資本の二重化をもたらし、他人資本が自己資本に擬制され、貸付資本が産業資本と化するという現象を生ずるのであるが、しかし他人資本がそのまま株式会社資本となるのではなく、また貸付資本がそのまま産業資本となるでもないのである。もしそうだとすれば株式会社資本は差別なき他人資本の集合であり、機能することなき貸付資本の単なる合流であるということになり、これら呼び集める仲介者としての銀行の存在が株式会社が絶対不可欠の前提となってくるであろう。もしくは、経営者を資本の管理者として据えることなくしては株式会社が動かないということになってくるであろう。しかるに事実、結合資本内部の機能分化と支配従属の契機が「資本の動化」と結びついたからこそ、他人資本の自己資本への擬制化が可能となり、貸付資本の「動員」が可能となったのである。⁽³⁾

さて、以上のべてきたような資本の動化とそれにもなう資本の動員は、さし当っては株式会社にとっては、他のいかなる企業形態にも見られない創業の容易さを可能ならしめるものである。このことはもはや、とり立てて説明するまでもないことである。しかし同じ容易さは株式会社の蓄積についても与えられるということは指摘しておく必要があ

る。いうまでもなく資本の蓄積は利潤の資本への転化にはかならないが、株式会社にあつては、会社のあげた自らの利潤がその蓄積の源泉となるばかりでなく、社会のどこにおいてであれ、およそ蓄積に向けられる富が存在しさえすれば、株式会社はこれを自己資本としてその拡張資金に吸引することができるのである。これ株式会社の急速な拡大発展の原因である。

これに反して個人企業や合名、合資会社が創業のために資本を集中するに当つては、所有の人的制約のゆえに、また資本動化の機構を利用しえないために、つねに個人的限界にぶつかるのであり、他人資本を利用するにしても、その中核となる自己資本の大いさに個人的限界がある以上、信用利用にもまた個人的限界がついてまわる。ましてこれらの企業が営業を拡大しようとする場合には、構造上、その結合資本の範囲を拡大することができないから、専ら自らのあげた利潤の追加資本への転化に依存せざるをえない。したがつてそのテンポは緩慢なものとならざるをえない。否、それどころか、個人企業では逆に企業主の死亡に伴う相続による財産分割という縮少への傾向をすら含み、また合名、合資会社においても社員の脱退による縮少もしくは解散の危険すらある。というのは、合名、合資会社においても、もちろん社員の持分の譲渡が可能ではあるが、これには全社員の同意を必要とし、また合資会社の有限責任社員の持分の譲渡についても無限責任社員の同意を要することとなつていて、同意の困難な場合には脱退による資本の引揚げとなる危険があるからである。この点は、株券が自由に何びとにでも譲渡しうることとなつていて、ある出資者の脱退がつねに他の出資者の参加となつておつて、会社資本に何らの影響をも与えないのと著しい対照をなしている。それは丁度、銀行の預金者がその預金をいつ引出しても銀行が産業資本に与えた信用そのものを直接引上げることにならぬのと全く同様の事態であるといえる。このように株式会社は創業の容易さに加えての蓄積の容易さが社会的規模にお

いて保証され、かつ出資者の脱退と参加が社会的資本の総枠のなかで行われるという構造をなしているのである。株式会社の資本が社会的資本の性格をもつといわれるゆえんである。

(1) 岡崎二郎訳、金融資本論、上、一七三頁以下。

(2) 上田貞次郎、上田貞次郎全集第二卷、株式会社論八六頁。

(3) 後藤泰二、金融資本概念における株式会社の理解について、西南学院大学、商業論集第八卷第二号、参照。

三

資本論はその第三卷第五編第七章「資本主義的生産における信用の役割」において、かの天才的スケッチと評された株式会社についての極めて簡潔な敘述を与えている。すなわち、そこでは信用制度が、(一)利潤率の均等化を媒介する役割を果すこと、(二)流通費の節減をもたらすことを挙げたのち、(三)として「株式会社の形成」をとりあげ、株式会社が信用制度の媒介によって形成ないしは促進されるものであることを示している。

しかしここで信用制度という言葉によって何が意味されているのであろうか。信用制度が商業信用を基礎として発展したことはいうまでもないが、ここでは、資本家が相互に与え合う信用をも含めて、資本主義生産の発展とともに展開したところの、「社会のあらゆる階級のすべての貨幣貯蓄を産業家及び商人が銀行業者を介して自由に利用し得る」⁽¹⁾ようにするところの制度全般の意味に一応、信用制度を解しておいてよかろうと思う。すると、このような信用制度の展開とそれに伴う貨幣資本の集積は「貸付可能な資本に一の一般的社会的性格を与え」、⁽²⁾市場利子率を形成させることになる。しかし同時に、このことは次のような結果を導くことになる。すなわち、もともと利子は、それが貨幣の可能的

資本としての使用価値に対して支払われる対価でありながら、やがては資本それ自身の属性において産出するところの果実であるというふうに觀念され、資本物神性の最高の形態たる利子うみ資本を独自化させるに至るといふことこれである。

株式会社が信用制度をぬぎにしては理解できないというのは、産業資本たる株式会社資本の全運動がほかならぬこの利子うみ資本の運動を基盤として展開されるものであるからであり、また、まさにそのことによって巨大な資本集中を可能にするものが株式会社制度であるからである。しかしこのことは株式会社がつねに銀行の媒介によってのみ成立するものであることを意味するものではない。

株式会社の歴史は株式会社制度の基礎がイギリスにおいて形成されてきたことを教える。もちろんイギリスでは一八〇〇年の初頭においてもまた、株式会社は極めて小規模なものであつて、それは規模の多少とも大きな合名会社とでもいいうるような人的結合の様式を多分に存していた。一八六二年の株式会社法が有限責任制度を承認した以後において急速に普及したといわれるイギリスの株式会社も、当時は多くは株式公募を行わない個人企業の単なる改組にすぎないところの、いわゆる *one man company* ⁽³⁾ であつたのである。またそのようなものでない本来の株式会社の場合でも、たとえば一八七八年に個人企業から株式組織へ変更したキューナード・ライン汽船会社の場合のように、株式の五分の三は同族で保有し残部のみが公募されるという具合であつたのである。⁽⁴⁾ このように一八〇〇年代までのイギリスにおける株式会社制度の未発達は覆うべくもないのである。

しかし一七〇〇年代後半の運河会社ではすでに優先株の発行が行われているし、一八七〇年代中頃以降は鉄道会社を中心として激動的な株式投機が繰り返えされたことは知られている通りである。株券の流通の拡大はそのまま株式会社

の發展を意味するものと理解してよいのである。ただ、産業革命を經過して固定資本の巨大化が現実化し、独占期への胎動が感じられていた一八〇〇年代の後半においてもなお、イギリスの株式會社制度が前段でのべたような状態であったということは、先進国としての蓄積の豊富さが却って、少くとも保険、銀行、鉄道などを除く一般の産業においては、従来の方法で資本調達を果すことを許していたからなのである。そしてその限りで、貸付資本を集中してこれを社会的資本に転化する機能を大規模に遂行する銀行信用と株式會社制度による資本集中機構とが一体となる契機が、イギリスでは後年に至るまで育たなかったのは極めて当然のことであつたのである。たしかに株式制度と銀行信用との一体化によつてこそ、最も大規模なかつ有効な資本集中が遂行されうべきであつたとすれば、發展した形での典型的な株式會社がイギリスにおいては後代に至るまで見られなかつたとしても、またあまりにも当然のことであつたといえるのである。しかし、このことをもつて、イギリスにおいては「後進国の場合と異り、かえつて株式會社成立の前提を欠いて」⁽³⁾いたということはできないと思う。マルクスは株式企業が「信用制度と共に發展」⁽⁴⁾するといひ、「信用制度及びそれと関連する協同組織、たとえば株式會社」⁽⁵⁾が巨大な前貸資本の調達を可能にする、というふうにいふのは、銀行そのものが株式會社成立の不可欠の前提条件であるとはいつていけないのである。實際のところ、株式制度は銀行制度が成立する以前においてすでに展開をみているのであり、國王に対する貸付、あるいは肩替りによる國債の株式への転換という、いわゆる Fund of Credit の方式が初期の株式會社を特徴づけていることは隠れもない事實である⁽⁶⁾。公信用、土地や商業上の特權の擬制資本化の上に株式制度は早くから根をおろしていたのである。

(1) 向坂訳、岩波版、第十分冊、四六一七頁。

(2) 同書、第十分冊、五五頁。

- (3) G. D. H. Cole, *Studies in Capital and Investment*, 1935, p.77—8.
- (4) J.H. Clapham, *Economic History of Modern Britain*, Bd. II, 1932, p.135.
- (5) 武田隆夫編、帝國主義論上、昭和三十六年、二五頁。
- (6) 向坂訳、岩波版、第十分冊、九一頁。
- (7) 同書、第七分冊、一七頁。
- (8) 拙稿、株式会社發展史覚え書、中西寅雄先生還歴記念論文集、四八〇頁参照。

四

さて、資本物神性の最高の形態たる利子うみ資本は、資本集中機構がそこに吸着するところの基盤となると同時に、反面においては、信用制度が最初から内包しているところの「資本所有の潜在的止揚」という契機を展開せしめずにはおかない。このことは資本集中的意義とは区別された別のもう一つの意義を株式会社¹⁾に付与するものである。株式会社の支配機構としての意義がそれであることはいうまでもない。

マルクスは資本論のなかで、株式会社を「結合資本」と規定しており、信用制度がこの結合資本をつくり出すことをいかに容易ならしめるか、ということ²⁾を当時の鉄道、鉱山、航運などの会社の形成においてみていたと考えられる。だがこの場合、株式会社を結合資本と規定するに際して、いったい何びとがこの資本の結合を企てるのであるか、という問題が当然考えられなければならない筈である。さらに、結合する諸資本にとっては、結合はその所有権ないしは支配権が何らかの形で制約もしくは拡張されることを意味せざるをえないのであるが、その場合の支配と従属の関係がどのように形成されるかということもまた問題とならざるをえない筈である。もちろんこれらの問題は、結合資本の形

成過程についていうにしても、あるいは成立した株式会社の内部の諸資本間の問題としていうにしても、そのものとしてはいわば著しく「経営的」な問題である。したがって、たとえこの問題が信用制度の発達に伴う「資本所有の潜在的止揚」ということのうちに始めから経営的な結びつきももっていたにしても、マルクスの場合はいかように「経営的」な問題よりもむしろ社会経済的な究極に一層深い関心が当然もたれたに違いないのである。

したがってマルクスにおいては、信用制度の発展に伴って展開する株式会社を、信用制度の含む一切の要因とともに、その社会経済的な究極の姿において示すという考察方法が、前面に押し出されてくるのである。すなわち、冒頭のべた「資本主義的生産における信用の役割」のところに出てくる「株式会社の形成」の箇条では次のように記されているのである。周知の箇条であるが引用すると、

「1 生産規模の巨大な拡張、及び個別資本にとっては不可能だった諸企業。同時に、従来は政府企業だったかような諸企業が会社企業となる。

2 それ自体として社会的生産様式の上に立ち且つ生産手段及び労働力の社会的集積を前提する資本が、ここでは直接に、個人資本との対立における社会資本（直接に結合した諸個人の資本）の形態を与えられ、そしてその諸企業は個人企業に対して社会企業として現われる。それは資本主義的生産様式そのものの限界内における、私的所有としての資本の止揚である。

3 現実に機能する資本家の、単なる一経営者への、他人の資本の管理者への転化、及び、資本所有者の、単なる所有者への、単なる貨幣資本家への転化。……資本主義的生産の最高の発展のかような結果こそは、資本が生産者の所有に、しかしもはや個別的生産者の私有としてではなく、結合された生産者たる彼らの所有として、直接の社会有とし

て、再転化される途上の必然的な一通過点である。また他面では、従来はなお資本所有と結合されていた再生産過程における一切の機能が、結合生産者の単なる諸機能に、社会的機能に、転化される途上の通過点である」。

この長い引用によって知られることは、資本論の著者がここでは株式会社を専ら資本集中機構としてみているということである。しかもその資本集中が信用制度のもたらすところの貨幣資本の社会的集積の基礎の上に展開されるところから、——マニファクチュアから工場制大工業に至る過程において結合労働の組織による生産の社会化がおしすすめられるのに対応して、——資本の結合による社会化が資本主義的私有の枠の中でおしすすめられるという点を強調しているのである。このことは引用の2および3において端的にのべられている。そして生産過程から遊離して独自化した利子うみ資本としての性質を貨幣資本が与えられる結果として、とくに3においては、このような貨幣資本の転化から成るところの産業資本たる株式会社資本が、資本の機能から全く分離された単なる所有としての規定を与えられ、機能資本家すらもがいまや他人の資本の単なる管理者となるという極限において株式会社が描かれることとなるのである。マルクスは、結合労働と結合資本とを対応させて考えるのと同じ仕方、労働者の協同組合工場と株式会社とを対応させているが、その際、労働者の協同組合工場が労働と資本の対立を積極的に止揚するものであるのに対応して、株式会社はその対立が消極的に止揚されたものであるとして位置づけられているのである。もちろん両者ともに、資本主義的私有の枠のなかでの過渡形態として眺められ、直接社会所有への一通過点として評価されているのではあるが——。

しかし彼がこのように書いてから以後、協同組合工場についていう限り、その発展は全く見られず、むしろそれは産業国有化という形で現実化の道を歩むのである。すなわち、協同組合工場のもたらす結合生産様式の究極の展開は見透されていたとしても、そこに至るまでの過程の細い分析は必ずしも与えられていたとはいえないのである。株式会

社についても、恰かもそれと軌を一にして、その資本集中的意義とその集中の必然的結果たる社会的生産展開の意義は強調されてはいるが、この終局に至るまでの過程の矛盾——社会的所有と私的生産あるいは社会的生産と私的所有の矛盾——の具体的な諸相の分析は必ずしも示されてはいないのである。このことは当時株式会社がまだ十分な展開をみせていなかったことからして止むをえなかつたことであるといわねばならない。

しかし右のようにいったからといって、マルクスがこの矛盾の表現たる支配集中機構としての株式会社の意義を全く見落していたものでは決してないのである。資本主義生産様式そのものの内部における資本主義生産様式の止揚はそれ自体が矛盾であり、この矛盾は現象としては、「独占をつくり出し」、「国家の干渉を誘発し」、「一つの新たな金融貴族を、発起人、創立人……株式取引に関する山師と詐欺との全制度を、再生産する」ものであることを彼は指摘しており、また社会的生産が資本主義体制の内部で行われる場合には、それが直接社会的所有には導かないで「少数者による社会的所有の取得として現われる」ということを明かにしている。しかもこのような現象は、信用制度が株式会社を發展させ「個々の資本家または資本家と見なされる者に、他人の資本及び他人の所有に対する……一定の限界内で絶対的な支配力を与え、……自己の資本ではなく社会的な資本に対する支配力……社会的労働に対する支配力を与える」⁽⁶⁾がゆえに生ずるものであるとされている。ここに株式会社が社会的生産と私的所有の矛盾としての支配集中機構であることが明確に示されている。

しかし資本集中に伴う社会的生産の發展が究極において「資本家を不要のもの」とし、「存在するのはただ機能者のみ」であるという状態に導くことを一方では想定しながら、他方ではそれが同時に、「少数者による社会的所有の取得」を意味するものとすれば、いったい、この二つの認識はどのように具体的に関連づけられるのであるか、と

いうことが疑問となってくるのである。さらに、この場合いわれるところの「少数者」というのは少数の所有者、具体的には大株主を意味するのであるか、それとも少数の非所有者たる機能者を意味するのであるか、あるいは財閥、金融資本のトップにある少数の大会社を意味するのであるか、という疑問が生じてくる。最後の意味に解するならばおそらく、第一、第二の意味のいずれもがそのうちに包含されることになるであろう。だが、その場合でも問題は少数の個人的所有者が支配するのか、それとも結合所有を管理する少数の機能者が支配するのか、という択一が依然として問題になってくる。しかしいずれにしても、所有の集中をこえて資本の集中が起らねばならなかったのであり、そのために、一方では結合資本内部における機能分化と、他方では可能的最大な他人所有の資本を少額の自己資本によって支配するという社会的所有の形態とが同時に機構的に実現されねばならなかつたのである。もちろん、このような機構は、そのものとしては明かに大株主の所有を中核とする支配機構であらざるをえない。だが問題はますます巨額の他人資本を支配する機構となることによって大株主支配の機構がどのように変形せしめられるであろうか、ということである。

企業形態の歴史的研究は、自己資本結合の形式には、機能資本と機能資本との結合より成る小規模な人的結合様式と、大規模な資本結合への契機を含むところの、機能資本と無機能化資本との結合様式との二つの様式しか存在しないということ⁽⁷⁾を教えている。そして株式会社はまさに後者の、機能資本と無機能化資本との大規模な結合による資本の集中⁽⁸⁾支配機構であるのである。この場合問題は、株式会社⁽⁹⁾が資本集中機構であると同時に支配機構でもあるということ⁽¹⁰⁾を、現象の一方的な解釈や、具体的事実と結びつけないままの論理の断定によって主張することではなく、その端初から出発して論理的歴史的にその必然性を論証することが不可欠であるという点にある。そうでなければ、会社を支配するに足るだけの株数をもつ大株主が存在しなくなるように見え、所有と機能の分離が全株主に及んでしまうような現象

が生じ、創業者利得の行方が不明となり、配当の利子化が徹底し、自己金融現象が正常化するに至ると、株式会社が支配集中機構であることは疑いをいれないとしても、その支配力の根源がどこに存在するのかということが具体的適確に論証され難くなってくるのである。

ところで、金融資本について深い洞察を示しておられる宇野弘蔵教授は株式会社における支配についてどのように言っておられるであろうか。少しく整理して示すと、

(1)「株式会社株主は単に株式資本に対する配当を受けることを目的とする一般株主と株式会社の運営そのものを支配する大株主とに分れる」のであり、「株式会社は株式による資本の所有を基礎にして成立しながら大部分の所有から支配権を委託せしめるところに特殊の意義がある」⁽⁹⁾。

(2)ところが株式会社制度の普及につれて、参加 持株会社、子会社などの二重、三重の機構を生ずるに至ると、「支配権はいわば組織的に少数大資本家の手に確保される」ということになり、「こういう組織化は、……特殊の経営者層を形成することになり、大資本家の支配はこの経営者を通して、実現せられる」⁽⁹⁾、ということになる。しかるに、このような状態になってくると、「実際の経営が大資本家の直接の指揮を離れて経営者の手にある場合は勿論のこと、そうではなくて資本家がおお直接に指揮する場合にも比較的には少額の自己資本をもって巨額の他人資本を支配する点では、その支配は最早や所有によるものとはいえない」⁽¹⁰⁾、というようになってくる。

(3) 他方、「株式会社形式の二重、三重の構造は、産業企業が単に株式会社形式をとるとした場合より一層その支配権を集中すると共に、その支配の内容を金融的にせずにはいない」。かくて「直接の生産過程の支配は恰かも資本の所有と全く分離したものの如く考えられ、所謂経営者支配をも確立するかの如くいわれる」⁽¹¹⁾、ような事態となってくる。

(4) このように宇野教授は、株式会社が持株を通じて組織化されてくると、その組織化が金融的手段を通ずる速隔操作によって行われるということの二点から、いわゆる経営者支配の現象が生じてくるとされるのであるが、しかしそれにもかかわらず、そのような現象の背後には依然として、所有による支配が存在するのであり、少数大資本家が「多数の一般株主の所有を集中的に代位することによる」¹²⁾ものである、と主張されるのである。

宇野教授の右にのべたような考え方は、いままでのどの株式会社論よりも深く支配機構の現実に迫っているものであることを承認しなければならない。しかし教授の考え方は、経営者層の抬頭をみとめ経営者支配の現象を容認しながら依然として少数大資本家の所有に支配の根源を帰せられる点において、基本的には大株主支配の原理の上に立っておられるものとみて差支えないであろう。もとより、われわれもまた、株式会社が大株主支配の機構であることを認めるものであって、この点で宇野教授と異った見解をいだくものではない。だが問題は、資本の集中にともなうて所有の社会化が生じてくるのに対応して、所有による支配の形態もまた社会化せざるをえないのではないか、という点に存するのである。もちろん、マルクスが指摘しているように私的所有の枠のなかにおける社会的所有の展開であるがゆえにこそ、そこに少数者による社会的所有の支配が必然となるのであるが、しかしそれゆえにこそまた少数者によるその支配が社会化の形式をとらざるをえなくなることもまた必然であるであろう。

さて、結合資本の内部において機能資本の一部分が無機能化するという結合資本の矛盾した構造はやがて、本来の無機能資本をも、それ自体が本来の機能資本である筈の自己資本に転化せしめるという一層矛盾した形態を發展せしめる。この發展は株式会社の全構造を利子うみ資本の運動の上に旋回させることとなつて、資本集中の社会的な機構を完成せしめることとなるのであるが、このことはまた株式会社の結合資本内部のいわば個別経営的な支配従属機構を一層

広範な社会的な支配従属機構にまで拡大させずにはおかないであろう。資本市場を掌握する銀行資本の介入とこれを利用しての株式の相互保有、系列的保有によるいわゆる組織的な支配が前面に押し出され、結合資本内部の機能資本II大株主支配は、もちろんそれ自体あくまでも存続しながら、しかも次第に低次化され、それをこえる金融的支配にとって代わられることとならざるをえないであろう。

だが、この金融的支配を究極において支配するものは何であろうか。ここまで追求してきた場合、われわれはもはや個別的経営的な低次化した大株主支配に直接の解決を求めるわけにはいかないであろう。ここでわれわれはマルクスの次の言葉を想起せざるをえない。すなわち「資本を所有しない単なる監督者が、そのものとしての機能資本家に属する一切の現実的機能を司ることによって残るのはただ機能者だけとなり、資本家は余計な人間として生産過程から消え失せるのである」⁽¹³⁾と。大株主に代わってここに結合資本の管理者がどうしても登場せざるをえないわけである。だが前述のように、支配機構そのものが集中機構の社会化につれて社会化している筈であるとすれば、管理者たちによる支配はそれ自体がすでに社会化された支配の形態を意味するものであらざるをえないであろう。この管理者たちの社会化された機構は、しかし必ずしも固定化した特定の組織であることを要しない。それは金融機関の代表者たちの集合である必要もなければ、財閥諸会社の「社長会」といったものでなければならぬものでもない。また経営者の団体がそれであると考える必要もない。むしろこれら諸々の認識の上に立ちながら支配力を綜括して担うところのいわゆる財界首脳者たちがここに考えられるのではあるまいか。しかしいうまでもなく、これら首脳者たちといえども、決して彼らの個人的意図や抽象的理念をこの支配によって実現しようとするものではありえない。「社会的な資本に対する支配力は……社会的労働に対する支配力を与える」⁽¹⁴⁾のであり、これら管理者たちによって担われる社会化された支配機構の目指すと

ころのものが社会的労働の共同的支配にあることはいうまでもなく明かであろう。その意味では、社会化した支配機構の究極の根源は、もはや個人的所有や個人の集団の所有に求められるのではなく、これら個人的所有に基づきながらしかもこれらをこえてこれらの所有を支えている疎外された資本家的生産機構そのものに求められるのではなからうか。

(一九六二・六・六)

- (1) 向坂訳、岩波版、第十分冊、一八八頁。
- (2) 同書、第十分冊、二二九頁。
- (3) 同書、第十分冊、一八一—二頁。
- (4) 同書、第十分冊、一八四—五頁。
- (5) 同書、第十分冊、一八六頁。
- (6) 同書、第十分冊、一八六頁。
- (7) 拙稿、近代株式会社の史的展開、九大、経済学研究、第二二卷第一号参照。
- (8) 宇野弘蔵、経済政策論、昭和三五年、一五三—四頁。
- (9) 同書、一五四—五頁。
- (10) 同書、一五五—六頁。
- (11) 同書、一五七頁。
- (12) 同書、一五五頁。
- (13) 向坂訳、岩波版、第十分冊、九二頁。
- (14) 同書、第十分冊、一八五頁。